

令和4年第4回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和4年3月22日（火）

15時00分～16時05分

場所：市役所4階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	会議録の署名・・・・・・・・	1
日程第3	教育長報告・・・・・・・・	1～3
日程第4	議案第1号 北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和4年度～6年度）の策定について・・・・・・・・	3～5
	議案第2号 史跡旧島松駅通所整備基本計画について・・・・・・・・	5～7
	議案第3号 北広島市教育委員会事務局組織規則の制定について・・	7～8
	議案第4号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について・・・・・・・・	7～8
	議案第5号 北広島市就学援助規則の一部を改正する規則について・・	8～9
	議案第6号 北広島市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	9～10
	議案第7号 北広島市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	10～11
	議案第8号 令和4年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について【非公開】・・・・・・・・	11～13
	議案第9号 指導主事の任命について【非公開】・・・・・・・・	13～14
	議案第10号 令和4年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】・・・・・・・・	14
	議案第11号 教職員の任用に関する内申について【非公開】・・・・・・・・	14～15
	議案第12号 北広島市スポーツ推進審議会委員の任命について【非公開】・・・・・・・・	15～16
	議案第13号 北広島市スポーツ推進委員の委嘱について【非公開】・・	16
日程第5	そ の 他 次回の教育委員会の日程について・・・・・・・・	16～17
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	17

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	千葉直樹
	教育委員	大山秀之		教育部理事	後藤章夫
	(教育長職務代理者)			教育総務課長	下野直章
	教育委員	成田郁久美		学校教育課長	花田秀樹
	教育委員	石上浩子		小中一貫・教育施策推進課長	富田英禎
傍聴人	教育委員	高山隆二	社会教育課長	吉田智樹	
	1人		文化課長	笹森和宏	
			エコミュージアムセンター長	丸毛直樹	
			学校給食センター長	岡謙一	
		記録員	教育総務課主任	田中加奈	

開会 15時00分

( 議 事 の 経 過 )

---

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、令和4年第4回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

○吉田教育長 本日は1名の傍聴希望がございましたので、非公開案件を除き、傍聴を許可いたします。

議事に入ります前に申し上げます。北広島市教育委員会傍聴人規則第4条の定めのとおり、傍聴人の方は、私語・談話・拍手、議事に批評を加え、又は賛否を表明するなど会議の妨害となるような挙動をした場合は、退場命令の対象となりますので、ご注意ください。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、成田委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、議案第8号から第13号までが教育委員会会議規則第16条第1号及び第3号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 異議なしと認め、議案第8号から第13号までにつきましては、非公開といたします。

---

◎日程第2 会議録の署名

○吉田教育長 日程第2、会議録の署名についてであります。令和3年第12回会議の会議録につきまして、署名委員であります、石上委員に本会議終了後、署名を頂きたいと思っております。

---

◎日程第3 教育長報告について

○吉田教育長 日程第3、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告として4点、報告させていただきます。

まず始めに、寄附についてであります。3月10日（木）に北広島ユネスコ協会様から、子供たちの育成のため奨学基金として活用してほしいとの申出があり、3万円の寄附をいただいております。

寄附金につきましては、令和4年第2回市議会定例会において、奨学基金寄附金として補正予算案を提案する予定としております。

次に、令和3年度北広島市青少年健全育成大会「アンビシャス・フォーラム、青春メッセージ」についてであります。当初は集合型での開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置期間であることを踏まえ、3月16日（水）に限定公開のオンライン形式により開催したところであります。

当日は、星槎道都大学の由水教授による「インターネット利用のマナーとルール」に関して講演をいただき、ネット上では人を騙す情報があり、利用する際に危険があることを子どもたちに対して伝えていただきました。その後、各中学校の代表生徒が2つのグループに分かれ、「ネット利用に関するルール作り」について話し合いを行い、「ネットは夜10時までにする」や、「自分が嫌な気持ちになる内容を書き込まない」などのルールを作ることができました。

また、同時進行で別の代表生徒が「今、自分が感じている事、誰かに伝えたいこと」をテーマとした青春メッセージを発表し、インターネットとの向き合い方についてや、コロナ禍で体験し感じたこと、生徒会や仲間づくりについてなど、様々なメッセージを発表していただきました。

オンライン開催のため参加できなかった教育委員の皆様をはじめ、PTA連合会、民生委員児童委員、各地区青少年健全育成連絡協議会の皆様に対しましては、アンビシャス・フォーラム及び青春メッセージの内容を書面にまとめ、お知らせすることとしているところであります。

次に、障がい児者の学び・体験推進事業についてであります。北海道教育委員会によるモデル指定を受け、令和2年度から令和4年度までの3か年で、取り組みを進めているところであり、これまで3回の地域連携コンソーシアム会議を開催し、障がい児・者の生涯学習機会の実態把握や既存事業を見直し、新たな事業などについて意見交換を実施したところであります。

また、大きな旗に共生社会をテーマとしたアートを描く「ビッグフラッグアート」制作事業につきまして、吉本興業株式会社所属アーティストのSatolyさんの指導・監修のもと実施したところであり、子どもから高齢者まで、8団体約150名の参加があったところであります。完成したビッグフラッグアートにつきましては、3月末まで市役所東側の壁面に懸垂幕として掲揚されているところであります。

また、2月に開催予定でありましたボッチャ大会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、代替事業としまして、吉本興業株式会社及び北海道アダプティブスポーツと連携し、アダプテッドスポーツ普及動画作成事業を行ったところであります。動画につきましては3月下旬頃に市ホームページにて公開する予定としているところであります。

次に、オンライン家庭教育セミナー「【3夜連続！】きたひろ子育て学ばナイト♪」についてであります。進級・進学を控え、子育てへの意識の高まりや不安を抱える保護者を対象に、3月14

日（月）から16日（水）の3日間にわたり、「親子の片付け」、「お小遣いの与え方」、「食習慣」をテーマに、オンラインによる家庭教育セミナーを開催し、延べ87名の参加があったところであります。また、当日参加できなかった方や再視聴をしたい方のためにセミナー録画映像を期間限定でアーカイブ配信したところであります。

参加者からは、「不安だった部分に自信が持てたり、新たな考え方を得ることができた。」や「子どもがいるとなかなか出かけられないので、家にいながら貴重な話をきくことができた。」などの評価をいただいているところであります。

次年度以降もニーズを捉えたテーマを設定し、新たな家庭教育支援事業として引き続き、実施をしてみたいと考えているところであります。

○吉田教育長 以上、教育長報告として4点、報告させていただきました。皆さんからご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4 議案第1号 北広島市教育振興基本計画・推進計画 (令和4年度～6年度)の策定について

○吉田教育長 続きまして、日程第4、議事に入ります。議案第1号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和4年度～6年度）の策定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第1号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和4年度～6年度）の策定についてであります。令和4年度から3か年の推進計画を策定するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるところであります。

この推進計画は、教育振興基本計画に掲げた26の施策の着実な推進と、各事業の進行状況を管理することを目的に策定するものであり、令和3年8月16日に北広島市教育施策審議会へ諮問を行い、例年であれば今月中旬に審議会を開催するところでありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、教育施策審議会を書面による意見聴取とし、推進計画（原案）についての答申をいただき、別冊1のとおり、推進計画（案）としてまとめたものであります。

この計画（案）につきましては、継続事業をベースとして、いままでの点検評価結果や学校要望をはじめとする教育関係機関からの意見などを加味した、新規事業、拡大事業を追加した内容となっております。

別冊資料1、「北広島市教育振興基本計画 推進計画（令和4年度～6年度）（案）」と書かれている冊子をご覧ください。

表紙をめくっていただき、1ページの「Ⅰ. 教育推進計画について」から、5ページの「Ⅱ. 政

策及び施策の推進について」は、本年度から10年間を計画期間とする「北広島市教育振興基本計画」に合わせた内容となっているところであります。

次に、6ページからの「Ⅲ. 9つの政策と26の施策を進める個別事業について」と「Ⅳ. 施策の成果・目標指標」についてご説明いたします。

それでは、次の7ページの政策1、施策1以降の個別事業についてご説明いたします。この計画（案）につきましては、新規、拡大事業を中心にご説明をし、その後、継続事業も含めご質問やご意見をいただければと思います。

なお、個別事業の「必要とする視点」、「令和3年度の実績」間にある空欄につきましては、今後市の推進計画の指標との整合性を図りながら指標を掲載することとしております。

1枚めくっていただきまして、9ページ、小中一貫教育推進事業についてであります。新しい学習指導要領で取り扱うこととされているキャリアノートの内容を踏まえ、「きたひろ夢ノート」を改訂による充実を図り、小学校1年生から配布するものであります。

次に、12ページ、学力向上推進事業についてであります。中学校1年生の標準学力検査に、英語を追加するものであります。

次に、20ページ、コミュニティ・スクール推進事業についてであります。地域とともにある学校づくりを進めるため、現在学校運営協議会を設置している3中学校区、西部、大曲、緑陽中学校区に加え、残りの3中学校区、東部、西の里、広葉中学校区にも令和5年度から学校運営協議会を設置するための準備を行うものであります。

次に、23ページ、学校適正規模・適正配置検討事業についてであります。「通学区域審議会」を廃止し、通学区域審議会の所掌事務に加え、学校の適正規模・適正配置・適正化に関する調査・審議事項を追加し、「北広島市立学校適正等審議会」を設置し、学校の適正化に関する重要事項を調査・審議するものであります。

次に、26ページ、緑陽中学校内部設備改修事業についてであります。緑陽中学校の給水管等の更新を行うものであります。

次に、29ページ、要保護・準要保護児童生徒援助事業についてであります。新たにオンライン学習通信費の支給を行うものであります。

次に、32ページ、夜間中学校費用負担事業についてであります。札幌市に4月に開校する公立夜間中学校に市内在住者が入学した場合の費用支弁を行うものであります。

次に、54ページ、文化財保存・活用事業についてであります。寒地稲作成功150年記念事業を行うものであります。

続きまして、60ページからの「Ⅳ. 施策の成果・目標指標」についてであります。9つの政策を構成する26の施策ごとに具体的な目標となる数値等を定め、その目指すべき目標を示すことで、施策の成果を把握することとしております。今回の計画におきましては、総合計画と整合した指標として、9つの政策に16の項目を設定しており、取り組んでいくこととしております。

以上、簡単ではありますが、計画（案）の説明をいたしました。ご審議のほどよろしくご願

たします。

○吉田教育長 ただいまの議案第1号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和4年度～6年度）の策定につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第1号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和4年度～6年度）の策定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

### ○議案第2号 史跡旧島松駅通所整備基本計画について

○吉田教育長 続きまして、議案第2号、史跡旧島松駅通所整備基本計画につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○丸毛エコミュージアムセンター長 議案第2号、史跡旧島松駅通所整備基本計画についてであります。別冊2のとおり決定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

本年1月24日開催の教育委員会会議におきまして、本計画（案）について議決をいただいたところでありますが、その後、実施したパブリックコメント及び検討委員会等を受け、別冊2のとおり修正を行ったところであります。

はじめに、パブリックコメントについてであります。2月3日から3月4日まで実施しましたところ、別紙資料2-1のとおり2名から2件の意見等があったところであります。

1件目につきましては、観覧者が集いにぎわいのある場所づくりの要素として、商品販売コーナーの設置に関する要望、2件目につきましては、駅通所周辺の整備に関し自然環境や景観と調和したものとなるようにとの要望でありました。

1件目の要望につきましては、計画75ページの整備の基本方針、3) 史跡を活かした地域づくりに貢献する整備の一つとして、2件目の要望につきましては、計画90ページの展示への理解を深める取組の一つとして、それぞれ、すでに記載がありますことから、修正は行わないこととしたところであります。

次に、検討委員会等から意見についてであります。意見等を踏まえ、別紙資料2-2のとおり主に4点について修正を行ったところであります。

修正の1点目ですが、計画書37ページ、史跡旧島松駅通所の本質的価値に関する記載についてであります。時代背景が分かるよう、明治6年に開通した長距離西洋式車馬道の記載等を加筆したものであります。

2点目についてであります。計画書71ページ、島松地区の島松川筋の状況に関する記載につ

きましては、現在の東の里付近の状況に関する内容であり、駅通所周辺の状況ではないことから、誤解を避けるため削除したものであります。

3点目についてであります。計画書74ページ、3) 中山久蔵と様々な人々との交流に関する記載につきましては、明治天皇に仕えていた侍従・片岡利和との交流について、貴重な史実でありますことから加筆したものであります。

4点目についてであります。計画書100ページ、(1) 史跡の維持管理につきましては、史跡の維持管理における中心的な役割を教育委員会が担うことを明記するほか、整備改修後の対応について加筆したところであります。

その他、若干の文言修正等を行ったところでありますが、主な4点の修正を含めいずれも整備基本計画の趣旨を変更するものではないものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第2号、史跡旧島松駅通所整備基本計画につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 参考までに、37ページの長距離西洋式車馬道について補説と、侍従の片岡利和氏について情報があれば説明してください。

○島主査 まず、最初の長距離西洋式車馬道ですけれども、日本で初めて、馬車が行き交うことができるような大きな太い道路を造ったものとなります。

片岡侍従につきましては、明治14年に島松駅通所で昼食を食べた後、明治天皇から賜った御土産物を中山久蔵に届け、それから親交が始まったということになります。

○吉田教育長 中山久蔵翁とこの片岡侍従は、何年かにわたって行き来があったり、手紙だったり、交流があったのですか。

○島主査 はい。詳しい話はほとんど残っていないのですが、中山家に伝わるお話と、手紙が何通か残っておりましたので、その内容で確認できたというところです。

○吉田教育長 それで、今回加筆したということですね。車馬道の距離はどれくらいあったのですか。多分、結構な長い距離かと思うのですが。

○島主査 まず札幌からずっと、今の島松駅通所を通過して、室蘭の方まで行き、室蘭から森までは海路となっています。海を渡る海路でして、今のように内浦湾を渡らず、船で森まで行き、森から函館までつなげたということで、二百数十キロほどの距離を造ったということです。

○吉田教育長 今まであまり聞いたことない情報で、よく発見したと思います。そのような新たな知見もあり、今回足している部分があるということです。

○吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第2号、史跡旧島松駅通所整備基本計画につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)



○吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第3号 北広島市教育委員会事務局組織規則の制定について

○議案第4号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について

○吉田教育長 続きまして、議案第3号、北広島市教育委員会事務局組織規則、及び、議案第4号、行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定につきましては、組織機構の改編に係る関連議案になりますので、事務局から一括して説明を求めることとし、議決につきましては、議案ごとに採決したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第3号、北広島市教育委員会事務局組織規則の制定、及び、議案第4号、行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について、一括して提案させていただきます。

今回の組織機構の改編では、小中一貫・教育施策推進課を廃止し、所管事務をそれぞれ他課に移管するもの、及び学校教育課の業務のうち、児童生徒の支援等に関する業務を所管するため、新たに教育支援課を、また、エコミュージアムセンターに、旧島松駅通所の大規模改修及び野幌原始林の保存活用に関する事務を所掌する参事を設置するものであります。

まずはじめに、議案第3号、北広島市教育委員会事務局組織規則の制定についてであります。新年度に係る組織機構の改編に伴い、従来の北広島市教育委員会事務局組織規則を全部改正し、新たに別紙のとおり制定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

議案書4ページから10ページをご覧ください。

それでは、条文につきまして順を追って説明いたします。

第1条から第3条までは、従前と同様です。

第4条は、新設したものであります。市長部局の事務分掌規則に規定されている共通事務分掌であり、教育委員会として改めて規定したものであります。

第5条は、第4項までが旧第4条の規定を繰り下げし、第5項以降は、「北広島市教育委員会職員の職名に関する規則」の規定を取り込んだものとなっております。これに伴い、附則第2項におきまして、同規則を廃止しているものであります。

第6条から第10条までの規定は、旧規則とほぼ同様で、文言の整理をしたものであります。

第11条は、市長部局の事務分掌規則に規定されている附属機関の所管課であり、従来必ずしも明確に規定されていなかった所管課について、別表第4により明確化したものであります。

別表第1が大きく変わったところとなります。今回の組織機構の改編に合わせて、事務分掌を変

更するとともに、他市の規定を参考に、全体的に表現のレベルを合わせたものとしたところであります。

なお、施行期日は、令和4年4月1日となるものであります。

続きまして、議案第4号、行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定についてですが、新年度に係る組織機構の改編に伴い、別紙のとおり北広島市教育委員会事務決裁規程ほか3つの訓令について改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

議案書12ページから14ページをご覧ください。

第1条では、北広島市教育委員会事務決裁規程について、主として行政組織の再編に係る各課長の個別専決事項について改正するほか、文言の整理を行うものであります。

第2条では、北広島市教育委員会公文書管理規定について、小中一貫・教育施策推進課に係る施行文書に付する記号を削除し、新たに教育支援課について規定するものであります。

第3条及び第4条は、今回の北広島市教育委員会行政組織規則の全部改正に伴い、規則番号の変更及び条ずれが生ずる規定の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、令和4年4月1日となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第3号、北広島市教育委員会事務局組織規則、及び、議案第4号、行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、議案ごとにお諮りいたします。はじめに、議案第3号、北広島市教育委員会事務局組織規則の制定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。

○吉田教育長 次に、議案第4号、行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第4号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

#### ○議案第5号 北広島市就学援助規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第5号、北広島市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○花田学校教育課長 議案第5号、北広島市就学援助規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づ

き、教育委員会の議決を求めるものであります。

規則の改正内容につきましては、議案書16ページをご覧ください。

第4条の就学援助費目の範囲について、新たにインターネット通信費を追加するものであります。

なお、この規則は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第5号、北広島市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第5号、北広島市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第5号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

#### ○議案第6号 北広島市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第6号、北広島市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長 提案の前に、議案書の訂正をお願いいたします。はじめに、18ページ、改め文中、「別記第1号様式及び別記第2号様式(第8条関係)を次のように改める。」となっておりますが、正しくは、「別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。」となります。次に、19ページ、構成人員欄の文字がゴシック体となっておりますが、正しくは明朝体となります。大変申し訳ございません。

それでは、提案理由を説明させていただきます。議案第6号、北広島市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。議案書18ページから19ページをご覧ください。

このたびの改正は、民法改正による成人年齢引き下げが本年4月1日から施行されることにともない、別記第1号様式を変更するとともに、別記第2号様式の一部文言修正を行うものであります。

はじめに、別記第1号様式についてであります。利用責任者氏名欄について、「成人二名以上」としていたものを「二十歳以上の方二名以上」に改正するものであります。次に、別記第2号様式についてであります。許可権者について、従前は「印」のみの印字でしたが、「北広島市教育委員会教育長 印」に、構成人員に未就学児を追記、「使用上の注意」11の文言中、「学校施設開放使用の注意事項」を「実施要項」にそれぞれ修正するものであります。

なお、この規則は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第6号、北広島市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

○大山委員 このほかにも成人と記載しているものは、これから先も出てきそうですか。今回は成人ではなく20歳以上の方と変えていますけれども、今後もまたさらにそのような規則等が出てくることはあるのでしょうか。

○吉田社会教育課長 ほかのところについては今のところは特に予定はありません。  
そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第6号、北広島市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第6号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

#### ○議案第7号 北広島市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第7号、北広島市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長 議案第7号、北広島市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてであります。別紙のとおり改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

議案書21ページをご覧ください。

改正内容についてであります。市が補助金による支援等を行っている特定非営利活動法人北広島市体育協会から、日本体育協会が日本スポーツ協会へ改称されたことなどの動向を踏まえ、令和4年4月1日付で名称を「特定非営利活動法人北広島市スポーツ協会」に変更する旨通知があり、市教育委員会としましても引き続き、連携・支援していくため、補助金交付要綱の名称等を変更するものであります。

なお、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第7号、北広島市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第7号、北広島市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第7号につきましては、原案のとおり決することとします。

○吉田教育長 続きまして、議案第8号から議案第13号までにつきましては、非公開案件となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

(傍聴者、退席確認)

---

○議案第8号 令和4年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の  
人事異動について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第9号 指導主事の任命について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第10号 令和4年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第11号 教職員の任用に関する内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第12号 北広島市スポーツ推進審議会委員の任命について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第13号 北広島市スポーツ推進委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

◎日程第5 その他

○吉田教育長 日程第5、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○後藤教育部理事 次回の教育委員会の日程についてであります。令和4年4月22日(金)、時間は15時00分から市役所4階会議室で開催させていただきたいと思っております。

議案は、各附属機関の委員の委嘱について等を予定しております。

以上であります。

○吉田教育長 次回は、4月22日(金)、時間は15時から市役所4階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

---

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第4回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

16時05分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

---

署 名 委 員

---